

運転免許を自主返納された方または 運転免許が失効となった方へ



富士市
だけ

市内コミュニティ交通 路線バス 岳南電車 タクシー
市内の公共交通機関で使える回数券を
最大5年間交付しています！

※富士市内公共交通共通回数券

5,000円分/年度

【重要なお知らせ】制度が一部変更となりました

これまで 毎年度
申請が必要

これから

申請は初回1回のみで、以降各年度に1冊ずつご自宅へ郵送します。
(平成30年度から令和3年度までに申請した方も対象となります)

対象者
必要書類

平成30年4月1日以降に
* 運転免許を自主返納された方
または
* 運転免許が失効となった方
免許返納日又は失効日において満65歳以上の方

申請場所

* 市役所3階 市民安全課
即日交付 または 後日郵送
* 各まちづくりセンター

【免許返納した方】
* 申請による運転免許の取消通知書
または
* 運転経歴証明書
【免許が失効した方】
* 失効した運転免許証など失効日が確認できるもの
別世帯の代理人が申請する場合は「委任状」が必要です。



運転経歴証明書



申請による運転免許の取消通知書

交付可能回数と年度

運転免許を返納・失効した年度	H30	1回				
	R1 (H31)	1回	2回			
	R2	1回	2回	3回		
	R3	1回	2回	3回	4回	
	R4	1回	2回	3回	4回	5回
		R4 4.1~	R5 4.1~	R6 4.1~	R7 4.1~	R8 4.1~

既に申請済みの方

年度ごとに回数券を郵送します。
(新たに申請する必要はありません)

令和4年度に運転免許を返納または失効となった方

初回の申請が必要です。
(令和5年度以降は回数券を郵送します)

お問い合わせ

富士市 市民部 市民安全課
防犯交通安全担当



55-2831

運転経歴証明書を発行すると何がお得なの？

運転経歴証明書とは

住所、氏名、生年月日、顔写真、運転免許の経歴及び番号（免許証番号と同一）が記載された、運転免許証に代わる身分証明書のことです。

加齢によって車の運転が難しくなった人などが、自ら申請して有効期限の残っている運転免許を返納することで、交付申請をすることができます。

発行手数料の1,100円は市が全額負担しています。



見本

受けることができる特典について

タクシー運賃が1割引きになる「運転免許返納割引」

65歳以上の方が、静岡県タクシー協会または、静岡県個人タクシー協会に加盟しているタクシーを利用し、「運転経歴証明書」を提示することで、タクシー運賃が1割引きになるサービスを受けることができます。

問い合わせ先

静岡県タクシー協会 054-261-1401

静岡県個人タクシー協会 054-261-6770

富士急静岡バスの「シルバー定期券」の早期購入

70歳以上が購入対象の「シルバー定期券」を、60歳から購入できるようになります。「シルバー定期券」を購入すると、富士急グループ路線バスのほとんどの路線で利用することができます。（高速バス等は除く）

問い合わせ先

富士急静岡バス株式会社 0545-71-2495

運転免許自主返納者サポート事業（静岡県警察）

運転免許を自主返納した方の生活支援を目的として、運転経歴証明書を自治体や店舗などに提示することで、様々な特典やサービスを受けることができます。

利用可能な店舗等については、下記アドレスもしくは、右記QRコードを読み取り、静岡県警察のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/police/anzen/henno.html>



問い合わせ先

富士警察署 0545-51-0110